

付 議 第 3 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案

教育職員免許状に関する規則（昭和 44 年高知県教育委員会規則第 5 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中を「第7号」を「第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由

教育職員免許法の改正（第5条第1項）

国において成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、令和元年6月14日に公布され、令和元年12月14日に施行されることに伴い、教育職員免許法に定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項の規定の削除が行われることとなる。このため、教育職員免許状に関する規則について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

非常勤講師任用届出書に記載のある教育職員免許法の条文を改正する（第11号様式）。

3 施行期日

令和元年12月14日から施行する。

新 照 対 表 旧

旧

教育職員免許状に関する規則(抜粋)

教育職員免許状に関する規則(抜粋)

第11号様式(第13条の2関係)

第11号様式(第13条の2関係)

年 月 日

年 月 日

高知県教育委員会 様

高知県教育委員会 様

届出者職・氏名

届出者職・氏名

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、非常勤講師の任用について次のとおり届け出ます。

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、非常勤講師の任用について次のとおり届け出ます。

3

設 置 者	学 校 名		
任 命 又 は 雇 用 し よ う と す る 者	住 所		
	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで
担 任 内 容		担 任 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
教 科 (科 名) 目		担 任 時 間 数	年 間 時 間

設 置 者	学 校 名		
任 命 又 は 雇 用 し よ う と す る 者	住 所		
	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで
担 任 内 容		担 任 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
教 科 (科 名) 目		担 任 時 間 数	年 間 時 間

参考資料 2

当該教科（科目）の年間総時間数		年間	時間
必 要 性			
	任命され、又は雇用される者を適当と判		
学 業	業		
	務		
特 記 事 項			
教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しない。			

上記のとおり相違ありません。

注 届出者には、任命し、又は雇用しようとする者の職・氏名を記入してください。

当該教科（科目）の年間総時間数		年間	時間
必 要 性			
	任命され、又は雇用される者を適当と判		
学 業	業		
	務		
特 記 事 項			
教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しない。			

上記のとおり相違ありません。

注 届出者には、任命し、又は雇用しようとする者の職・氏名を記入してください。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手続規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等： 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等： 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等： 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等： 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

【施行期日】

- ①欠格条項を削除するのみのもの⇒原則として公布の日
- ②府省令等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から3月
- ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から6月
- ④上記により難しい場合⇒個別に定める日

第八十一条の見出し中「届出」の下に「等」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「当該」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者である職員を免職する場合（職員の責めに帰すべき理由により免職する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。）には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならぬ。

第八十一条の次に次の一条を加える。

（書類の保存）

第八十一条の二 労働者を雇用する事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第三十八条第六項、第四十三条第九項並びに第四十八条第四項及び第九項の規定による確認に関する書類（その保存に代えて電磁的記録の保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）で厚生労働省令で定めるものを保存しなければならない。

第八十二条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、同条第一項中「より、事業主等」の下に「事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二に規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人をいう。以下この項において同じ。」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、国又は地方公共団体の任命権者に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を求めることができる。

第八十五条の二第二項中「第八十二条第二項」を「第八十二条第二項」に、「事業主等」を「事業主等（事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二に規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）」に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。」に改める。

第八十六条第五号、第八十六条の二第二号及び第八十六条の三第五号中「第八十二条第一項」を「第八十二条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十六条の四 第七十七条の二第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十一条第二号中「第八十二条第一項」を「第八十二条第二項」に改める。

附則第三条第二項中「第七十八条第一項」を「第七十八条第二項」に改める。

附則第四条第八項中「第四十八条第六項」を「第四十八条第八項」に改める。

附則第五条第一項中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条の改正規定、第五十二条第二項の改正規定、第八十二条の改正規定、第八十五条の二第二項の改正規定、第八十六条第五号、第八十六条の二第二号及び第八十六条の三第五号の改正規定並びに第九十一条第二号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定（公布の日）
- 二 第三十七条第二項の改正規定、第三十八条第一項の改正規定（限る。）の下に「第七十九条第一項及び第八十一条第二項を除き。」を加える部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、第四十条の改正規定、第四十三条の改正規定、第四十五条第一項第二号及び第四十五条の二第一項第一号の改正規定、第四十八条の改正規定、第五十条第四項の改正規定、第五十四条第五項及び第五十五条第三項の改正規定、第五十六条第七項の改正規定、第七十八条中第二項を第三項とし、第

一項を第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、第七十九条の改正規定、第八十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、附則第三条第二項の改正規定、附則第四条第八項の改正規定並びに附則第五条第一項の改正規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日）

（準備行為）

第二条 この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「新法」という。）第七条の二第一項に規定する障害者活躍推進計画作成指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

2 新法第七条の三第三項の規定による助言は、この法律の施行前においても行うことができる。（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

令和元年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十七号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

目 次

- 第一章 内閣官房関係（第一条・第二条）
- 第二章 内閣府関係等
 - 第一節 本府関係等（第三条―第八条）
 - 第二節 国家公安委員会関係（第九条―第十六条）
 - 第三節 個人情報保護委員会関係（第十七条・第十八条）
 - 第四節 金融庁関係（第十九条―第三十九条）
 - 第五節 消費者庁関係（第四十条）
- 第三章 総務省関係（第四十一条―第四十九条）
- 第四章 法務省関係（第五十条―第五十九条）
- 第五章 財務省関係（第六十条―第六十六条）
- 第六章 文部科学省関係（第六十七条―第七十三条）
- 第七章 厚生労働省関係（第七十四条―第七十七条）

第六十五条 塩事業法(平成八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五号第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第七号第一項第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第九号を次のように改める。

(登録事項の変更等の届出)

第九号 塩製造業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

一 第五号第二項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる事項に変更があったとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

塩製造業者は、第五号第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

第十六条第二項第三号及び第十九条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第四十一条中「第九号」を「第九号第一項(第一号に係る部分に限る)若しくは第二項」に改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第六十六条 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項第三号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定めるものは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第六十七条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九号第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六十八条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項第三号を削り、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十号第一項第一号及び第十四条第一号中「第四号又は第七号」を「又は第六号」に改める。

第十四条の二中「第四号若しくは第七号」を「若しくは第六号」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第六十九条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「職務の」の下に「適正な」を加える。

第三十八条第八項を次のように改める。

8 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 学校教育法第九号各号のいずれかに該当する者

二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの(宗教法人法の一部改正)

第七十条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二号第二号を次のように改める。

二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十二号第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の一部改正)

第七十一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「の各号」を削り、同項第一号イを次のように改める。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十八条第一項第一号ホ中「又は成年被後見人」を削る。

(技術士法の一部改正)

第七十二条 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「次の」の下に「各号の」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により技術士又は技術士補の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令で定めるもの

第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(著作権等管理事業法の一部改正)

第七十三条 著作権等管理事業法(平成十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六号第一項第五号イ及びロを次のように改める。

イ 心身の故障により著作権等管理事業者の役員の職務を適正に行うことができない者として文部科学省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七章 厚生労働省関係

(職業安定法の一部改正)

第七十四条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二号第三号を次のように改める。

三 心身の故障により有料の職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十二条中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十二条の六第六項及び第三十二条の九第一項第一号中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。

第三十二条の十四中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に改める。

昭和二十四年法律第四百十七号

教育職員免許法

(授与)

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一 十八歳未満の者

二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。

三 成年被後見人又は被保佐人

四 禁錮以上の刑に処せられた者

五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第一項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

4 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者

5 第七項で定める授与権者は、第三項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。

6 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。